

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第3号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準) 第3条 略 2～5 略 6 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u> 及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。	(昇給等の基準) 第3条 略 2～5 略 6 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～7 略 8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分(<u>職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第45号)附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。</u>)を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。	附 則 1～7 略 8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。

9 略

9 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第8項の規定は、平成18年4月1日から適用する。